

制御システムセキュリティカンファレンス参加規約

第1条 目的

本参加規約は、制御システムセキュリティカンファレンス（以下、「本カンファレンス」という）を参加者が視聴する際の一切の行為に適用されます。なお、参加者は、本カンファレンスを視聴する上で、本参加規約のすべての記載内容について同意したものとみなされます。

第2条 参加申し込み

本カンファレンスの視聴を申し込む方は、一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター（以下、「主催者」という）ホームページ上の申し込みフォームへの必要事項の記載など、主催者所定の方法により申し込みを行い、主催者が承諾した場合に本カンファレンスを参加できるものとします。

第3条 参加者による利用環境の整備等

参加者は以下の点に注意して参加するものとします。

- ・ 参加者は、自らの責任において、本カンファレンスの利用に必要な機器（パソコン、マイク等）、ソフトウェア、通信手段等の利用環境を整備するものとします。
- ・ 参加者は、自己の利用環境に応じて、コンピューターウイルスの感染の防止、不正アクセスおよび情報漏えいの防止等の適切なセキュリティ対策を講じるものとします。

なお主催者は、参加者の利用環境については一切関与せず、また当該利用環境によって生じた損害や通信料等費用については一切の責任を負いません。

第4条 認証情報の管理

参加にあたって認証情報（参加に必要な、ID、パスワード等の情報）が必要な場合、以下の点に注意してください。

- ・ 参加者は、自己の責任において、本カンファレンスの認証情報を適切に管理するものとします。
- ・ 参加者は、いかなる場合にも、認証情報を第三者に譲渡または貸与、もしくは第三者と共用することはできません。主催者は、認証情報が登録情報と一致してログインされた場合には、登録している参加者自身による利用とみなします。
- ・ 認証情報が第三者によって使用されたことによって生じた損害は、主催者に故意または重大な過失がある場合を除き、主催者は一切の責任を負わないものとします。

第5条 禁止事項

参加者は、カンファレンス参加にあたり、以下の行為をしてはなりません。

1. 主催者の許諾なく、本カンファレンスの視聴、録音、録画および撮影をする行為
2. 本カンファレンスの内容等、本カンファレンスに含まれる著作権、商標権ほか知的財産権を侵害する行為

本カンファレンスによって得られた情報を使って他の参加者へ営業する行為、または主催者に無断で当該情報を転載、改変もしくは要約して印刷物もしくは電子媒体に掲載する行為

3. 主催者のサービスの運営を妨害する恐れのある行為
4. 他の参加者に関する個人情報等他の参加者に関する情報を収集する行為
5. 法令に違反する行為または犯罪行為に関連する行為
6. 公序良俗に違反する行為
7. その他、主催者が不適切と判断する行為

第6条 免責

主催者は、本カンファレンスの開催にあたり、以下の一切の責任を負いません。

1. 主催者の責によらない通信環境等の不具合による、画像や音声の乱れ。なお、視聴が不可能な場合は、本カンファレンス用に配布する講演資料により代替することがあります。
2. 参加者の責による情報漏えい
3. 以下の場合における参加者への事前通知のない本カンファレンスの一部ないし全部の中止または中断
 - ・ 天災地変その他、火災、停電、戦争、動乱、暴動、騒乱等の非常事態が発生した場合。
 - ・ 主催者、参加者、その他の第三者の利益を保護するため、もしくは主催者がやむを得ないと判断した場合。
 - ・ 担当講師の不測の事故、病気、慶弔等により実施が困難である場合。
 - ・ 参加者が本規約に違反した場合。
 - ・ その他の事由により、主催者が開催中止や中断が妥当と判断した場合。

第7条 個人情報の取り扱い

1. 本カンファレンスのお申し込み時等にお預かりする個人情報は、本規約に記載の「個人情報の利用範囲」を除き、主催者の「個人情報保護方針」に従い、適切に管理いたします。主催者の「個人情報保護方針」は以下をご覧ください。

<https://www.jpCERT.or.jp/privacy.html>

2. 個人情報の利用範囲

本カンファレンスのお申し込み時にお預かりする参加者の個人情報は、主催者が参加者への連絡手段としての使用および制御システムセキュリティに関する意見交換の依頼等、同セキュリティ対策の支援活動を推進するために利用する場合があります。また、本カンファレンス終了後にお願いする任意のアンケートにご回答いただいた参加者の内、質疑応答集を希望の方の送付に使う場合があります。主催者は、個人情報取り扱い業務の一部または全部を外部委託する場合があります。委託する場合は、個人情報保護体制が同等またはそれ以上の水準に達していると主催者が判断した法人または個人に、利用目的の範囲内においてのみ委託いたします。

3. 主催者は本カンファレンスを担当する講師に対し、参加者の情報を運営上必要な範囲で開示することがあります。

第8条 本規約の変更

主催者は、参加者の承諾を得ることなく、本規約を随時変更・改訂することができるものとします。変更した規約は特段の定めがない限り即時に発効するものとします。

第9条 準拠法・裁判管轄

本規約の解釈にあたっては、日本法を準拠法とします。

本規約に関する訴訟は、主催者所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

制定日： 令和3（2021）年11月1日